

# 災害時相互応援協定書

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は、それぞれの地域において災害が発生した場合、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

## (応援の種類)

第1条 応急対策及び復旧対策の応援（以下「応援」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 児童生徒の受け入れ
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 前各号の規定に掲げるもののほか、特に要請があった事項

## (応援要請の手続)

第2条 応援を要請する市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号の規定に掲げる応援を要請する場合においては、物資等の品名数量等
- (3) 前条第4号の規定に掲げる応援を要請する場合においては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号の規定に掲げるもののほか、必要な事項

## (応援の実施)

第3条 応援を要請された市町は、極力これに応ずるものとする。

## (応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する市町の負担とする。

2 応援を要請する市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、応援を要請する場合は、応援を要請された市町は、一時立替支弁するものとする。

## (資料の交換)

第5条 各市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

## (雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、2市1町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成8年11月15日

藤沢市朝日町1番地1  
藤沢市

藤沢市長 山本捷雄



茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長 根本康明



寒川町宮山165番地  
寒川町

寒川町長 藤沢賢一

